平成２７年（フ）第６３０号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田589番地20
債務者　服部　壽光
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１５４号
神奈川県横浜市港北区綱島東５丁目４―43―403
債務者　鯨井　拓也
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６０号
東京都町田市成瀬が丘２丁目９―１　ファインクレストＡ―103
債務者　伊東　教子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６３号
東京都墨田区東向島６丁目40―20―105
債務者　管野　充雄
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６４号
東京都足立区舎人５丁目29―10―807
債務者　山田　祥太
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６７号
東京都小平市大沼町５丁目４―14
債務者　小山美佐子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７２号
東京都世田谷区祖師谷３丁目19―２―102
債務者　古城千恵子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７５号
神奈川県川崎市麻生区千代ケ丘８丁目18―４―２
債務者　村上小百合
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７６号
神奈川県川崎市多摩区長尾１丁目14―14
債務者　山崎真由美
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７８号
東京都港区南青山２丁目４―６―101
債務者　石田　光男
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７９号
東京都墨田区墨田２丁目９―３―202　第二富士見ビル
債務者　野村　良幸
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８０号
東京都武蔵野市関前５―８―２　榎本ハイツ２―103、住民票上の住所東京都武蔵野市関前５丁目８―２　榎本ハイツ２号棟
債務者　加藤誠一郎
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８４号
東京都西東京市向台町４丁目21―35―105
債務者　米沢　正寛
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８９号
東京都大田区下丸子１丁目19―１―405
債務者　関谷　有沙
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部